

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

特例民法法人が公益財団法人等に移行したこと及び鳥取県税条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 納税証明書の交付において手数料を徴しない融資制度を定めた規定中、財団法人鳥取県産業振興機構の名称を改める。
- (2) 自動車税の減免の手続について定めた規定中、商品中古自動車であることを証明する財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所の名称を改める。
- (3) 自動車取得税の課税免除等について定めた規定中、引用している鳥取県税条例の条項を改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。